

鳥取縣公報

訓令

訓令甲第二十四號

昭和十五年八月三十日
第一千百六十一號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A⁵列

褒章條例ニ依ル行賞方具申手續左ノ通定ム

昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第一條 褒章條例第一條、第六條及第七條ニ依リ表彰セラレベキ者アルトキハ左ノ書類ヲ添付シテ具申スベシ

一 功績書

(寄附者ニツキテハ不要)

村	縣	官	町	市	縣	警
社	社	國			立	察
社	社	幣	村		學	署
社	社	社	宮		校	長
掌	司	司	長	長	長	長

二 履歷書

三 身分調書 (第一書式)

四 戶籍抄本 (必要ニ依リテハ戶籍謄本)

第二條 人命救助ニ依ル功績書ニハ左記事項ヲ詳記スベシ

一 危難ノ程度、救助ノ景況及危難救助ノ時間的經過

二 人命救助ノ結果ガ地方ノ社會風教ニ及ボシタル程度

三 救助者ト被救助者トノ間柄

四 救助者平素ノ行狀

五 危難救助ノ現場見取圖

第三條 孝子順孫節婦義僕又ハ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルベキ者ノ功績書ニハ左記事項ヲ詳記スベシ

一 德行ノ程度並德行ガ地方ノ社會風教ニ及ボシタル程度

二 實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルベキ者ナル場合ハ實業界ニ於ケル府縣的及全國的地位

第四條 學術技藝上ノ發明改良著述、教育衛生慈善防疫ノ事業、學校病院ノ建設、道路河梁堤防橋梁ノ修築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ關シ公衆利益ヲ興シ成績著名ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ勞效顯著ナル者ノ功績書ニハ左記事項ヲ詳記スベシ

一 本人ノ功績程度ヲ詳記スルハ勿論功績ヲ樹ツル以前ニ於ケル斯界ノ狀況ト奏功後ノ斯界ノ狀況

二 業績ノ過程

三 前條第一項第二號ニ準ジ其ノ地方的或ハ全國的地位

第五條 公益ノ爲私財ヲ寄附シ功績顯著ナル者ノ行實方ニ關シテハ第一條ニ規定スル書類ノ外左ノ書類ヲ添付シテ具申スベシ

甲 金員寄附

一 寄附取調表 (第二號書式)

二 寄附申込書、寄附願、寄附採納願等ノ謄本

三 公共團體、公益團體等ノ採納決議書、許可書、指令書等ノ謄本 (認書ヲ要ス)

四 採納者ガ寄附金ヲ受領シタル場合ニ於テハ其ノ領收書又ハ領收ノ事實ヲ證明スルニ足ル書類ノ謄本 (認書ヲ要ス)

五 寄附者ガ民法第四條、第十二條又ハ第十四條ノ該當者ナル場合ニ於テハ同意書又ハ許可書ノ原本

乙 物件寄附

一 金員寄附ノ場合ニ必要ナル書類

二 價格評價書 (評價ハ寄附受領當日ノモノトシ評價算定ノ基礎ハ明瞭ナラシムルコト)

三 土地寄附ノ場合

イ 所轄稅務署長ノ評價意見書ノ原本

ロ 附近土地賣買ノ實例調査書 (類似地ヲ採ルコト)

ハ 寄附地賣買ノ實例地ヲ表示セル地方圖及部分圖

ニ 登記簿ノ謄本

四 建物寄附ノ場合

イ 仕様書

- ロ 設計書
 - ハ 請負契約書寫 (認證ヲ要ス)
 - ニ 代金請求書及領收書ノ寫 (認證ヲ要ス)
 - ホ 圖 面
 - ヘ 寫 真
 - 五 有價證券ノ場合
 - イ 名稱、額面、記號、番號、發行年月日
 - ロ 寄附受領當日ニ於ケル市場ノ相場表
(相場表ナキトキハ當該地方ニ於ケル商工會議所其ノ他ニ於ケル市場標準相場)
 - 六 其ノ他器具、機械等ノ場合
 - イ 型錄、定價表
 - ロ 請求書、領收書
 - ハ 製造元、販賣店
 - 七 道路敷地寄附ノ場合
 - イ 寄附前ニ於ケル使用狀況
 - ロ 寄附前ニ於ケル道路新設計畫ノ有無
 - ハ 道路新設ニ對スル受益者負擔金ノ有無
 - ニ 道路新設ニ依リ寄附者ノ特ニ蒙ル利益
 - ホ 寄附ノ附帶條件
- 第六條 行賞方具申後身分其ノ他ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ旨上申スベシ

附 則

昭和十五年六月乙第四十二號、明治三十六年九月訓令第三十三號及昭和四年十二月訓令甲第二十五號ハ之ヲ廢止ス

第一號書式

身 分 調 書 (調製 年 月 日)

現住所

戶主又ハ戶主トノ續柄 職業 氏 生 年 月 日 名

一 略 歷

- 二 改氏名其ノ他身分異動事項
 - 三 位、勳、功、爵
 - 四 褒章條例ニ依ル行賞ノ有無 (有ラバ下賜年月日)
 - 五 處刑ノ有無 (有ラバ罪名及確定年月日)
- 注意 一、追賞ノ場合ハ遺族ノ身分調書ヲモ添附スルコト
二、具申後行賞前ニ於テ死亡若ハ本書各項ニ異動ヲ生ジタル場合ハ速カニ通知ヲナス

第二號書式

寄附受領 年月日	寄附目的 又ハ物件	寄附金員 又ハ物件	價格 圓	單價 圓	氏名 又ハ團體名	寄附受納團體名	
						一、位、勳、功、爵	二、現住所又ハ團體所任地
						一、	
						二、	
						無有ノ刑處	

告示

鳥取縣告示第六百六十九號
 昭和十五年八月十九日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十五年鳥取縣歲入歲出追加更正豫算、同年度特別會計小學校教員加俸資金歲入歲出追加豫算、並同年度特別會計中等學校改築費歲入歲出追加更正豫算ノ要領左ノ通

昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

昭和十五年鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

第十三款	經常部	收入	△印減高
第八項	過年度	收入	二一、七五三圓
第一款	臨時部	收入	二一、七五三
第一款	繰越	繰越金	三、九四五
第二款	前年度	繰越金	三、九四五
第三款	國庫補助	補助金	一二六、五八八
第五項	教育費補助	補助金	六、七二八
第六項	勸業費補助	補助金	一一六、九二九
	社會事業費補助	補助金	二、九三一

第三項	勸業費	六、四六二
歲入臨時部計		一三六、九九五
歲入合計		一五八、七四八
歲出		
第三款	經常部	
第一項	縣職員給費	二、九〇二
第二項	縣廳給費	一、二一五
第七款	教育費	一、六八七
第九項	學事諸費	一、五〇〇
第九款	勸業費	一、五〇〇
第四項	農產物檢查所費	三、八七二
第十五項	勸業諸費	二、五七二
第十款	社會事業費	一、三〇〇
第三項	社會事業諸費	二、一〇〇
歲出經常部計		一〇、三三四
歲出臨時部計		
第四款	勸業費	二、三七〇
第一項	勸業費	二、三七〇

第六款	山村振興費	五〇、五九〇
第一項	林產物搬出施設費	五〇、五九〇
第十三款	勸業補助費	三、三〇〇
第三十六款	勸業補助費	三、三〇〇
第三項	教育費	八八、一六九
第四項	勸業費	六、八二八
第五十四款	雜出	八一、三四一
第一項	過年度追拂	三、九四五
第三項	過年度返納金	一、三一
歲出臨時部計		二、六三四
歲出合計		一四八、三七四
歲入		一五八、七四八
昭和十五年特別會計小學校教員加俸資金歲入歲出追加豫算		
第一款	國庫補助金	四、七七四圓
第一項	小學校教育費國庫補助金	四、七七四
歲入合計		四、七七四
歲出		
第一款	小學校教員加俸	四、七七四

第一項 歲出合計 小學校教員加俸 四、七七四

昭和十五年度特別會計中等學校改築費歲入歲出追加更正豫算

第二項 歲入

第二款 寄附金 六、〇〇〇圓

第一項 歲入合計 六、〇〇〇

第三款 歲出

第一款 中等學校改築費 六、〇〇〇

第一項 學校改築費 六、〇〇〇

歲出合計 六、〇〇〇

◆鳥取縣告示第六百七十號

東伯郡八代井手堰普通水利組合區域ニ左記土地ヲ編入ス

昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合區域ニ編入シタル土地

市町村名	大字名	字名	地番
東伯郡高城村	下米積	池田	七七〇番ノ一
同	同	同	七七〇番ノ二

◆鳥取縣告示第六百七十一號

臨時種牡牛検査並役肉用牛登録審査左ノ通り施行ス 検査ヲ受ケントスル者ハ九月一日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ

昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

検査場所	検査月日	出場區域	検査時
鳥取市吉方	九月十一日	岩美郡一圓	當日午前八時
氣高郡吉岡村	九月二日	氣高郡一圓	
東伯郡倉吉町	九月十九日	東伯郡一圓	
米子市勝田町	九月五日	米子市一圓	
日野郡根雨町	九月六日	日野郡一圓	

○鳥取縣告示第六百七十二號
本日左記ノ者ニ對シ鷄卵荷造手免許證ヲ下付セリ
昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免許證番號	住 所	氏 名
一〇六	東伯郡倉吉町大字東町 八番屋敷	福井 督
一〇七	同 同 大字明治町一、〇三一番ノ一	北村 喜好
一〇八	西伯郡大高村大字尾高 一、三八四番地	畑房 子
一〇九	東伯郡赤碕町大字赤碕	鈴木 太郎
一一〇	西伯郡賀野村大字市山 二三四番地	岡田 泰藏
一一一	東伯郡南谷村大字安歩 八〇七番地	大原 治衛
一一二	同 泊 村大字泊 六九八番地	米村 武敏
一一三	西伯郡大和村大字佐陀 五四三番地	井川、吉藏
一一四	東伯郡赤碕町大字赤碕 七六五番三地	森田 常壽
一一五	西伯郡外江村 一、七八八番地	中野 重壽

一一六	米子市久米町 一三五番地	井上 弘
一一七	西伯郡所子村大字國信 九三〇番地	提島 計治
一一八	東伯郡淺津村大字上淺津 一四七番地	船崎 六藏
一一九	米子市兩三柳	大西 久榮
一二〇	西伯郡中濱村大字小篠津 三二三番地	松本 要壽
一二一	米子市博勢町三丁目 一一番地	若槻 源造
一二二	西伯郡餘子村大字高松 八番屋敷	阿部 久義
一二三	米子市福生上福原 一、〇七一番地	松田 博
一二四	同 兩三柳 二、六八五番地	田平 勝晴
一二五	同 久米町 六五番地	林田 米子
一二六	西伯郡天津村大字福成 六一二番地	加藤 芳男
一二七	鳥取市太字的場 一三〇番地	西山 幸夫
一二八	東伯郡安田村大字八幡 六三番一地	永田 梅吉
一二九	米子市兩三柳 二、六四六番地	藪中 修

一三〇	同 同	一〇四番屋敷	大 西 壽
一三一	西伯郡夜見村	一、四〇四番地	永 田 經 太 郎
一三二	米子市旗ヶ崎	九五四番地	鷺 見 榮 藏
一三三	東伯郡東郷村大字高	二四一番地	北 野 幸 吉
一三四	米子市福米西福原	三五四番地	米 川 貞 四 郎
一三五	同 兩三柳	二、三四二番地	岩 本 友 吉
一三六	同 尾高町	八七番地	大 島 新 太 郎
一三七	同 兩三柳	二、三二五番地	永 清
一三八	東伯郡長瀬村大字長瀬	一、一九一番地	藤 田 恭 人
一三九	八頭郡大御門村大字西御門	三〇番屋敷	平 木 善 人
一四〇	米子市久米町	一三五番地	井 上 楠 子

◆鳥取縣告示第六百七十三號
 東伯郡伊勢崎村中尾耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ
 昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事 副 見 喬 准

◆鳥取縣告示第六百七十四號
 市街地建築物法第七條但書ニ依リ左ノ通建築線ヲ指定ス
 昭和十五年八月三十日

東伯郡逢東村
 組合長 岩 倉 常 善
 東伯郡伊勢崎村大字中尾
 組合副長 森 下 金 藏

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 申請人ノ住所氏名 米子市万能町九番地 加 藤 峯 男
- 一 關係土地ノ地目地番 米子市道笑町二丁目二二六番地
米子市道笑町二丁目二二四番地
- 一 建築線ノ延長距離 二二・二〇米
- 一 建築線間ノ距離 四〇・〇米
- 一 左記圖面ノ通り

◇鳥取縣告示第六百七十五號
 昭和十五年六月二十日厚生省ノ火災ニ因リ醫籍、齒科醫籍及藥劑師名簿一部焼失ニ付之ガ整理上醫師法、齒科醫師法又ハ藥劑師法ニ基キ醫師齒科醫師又ハ藥劑師ノ免許ヲ受ケタル者ハ本年九月一日ヨリ同日迄ノ間ニ於テ住所地警察署長ノ指示ニ從ヒ免許證ヲ提示シ登錄事項票ノ照合ヲ受クベシ
 昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

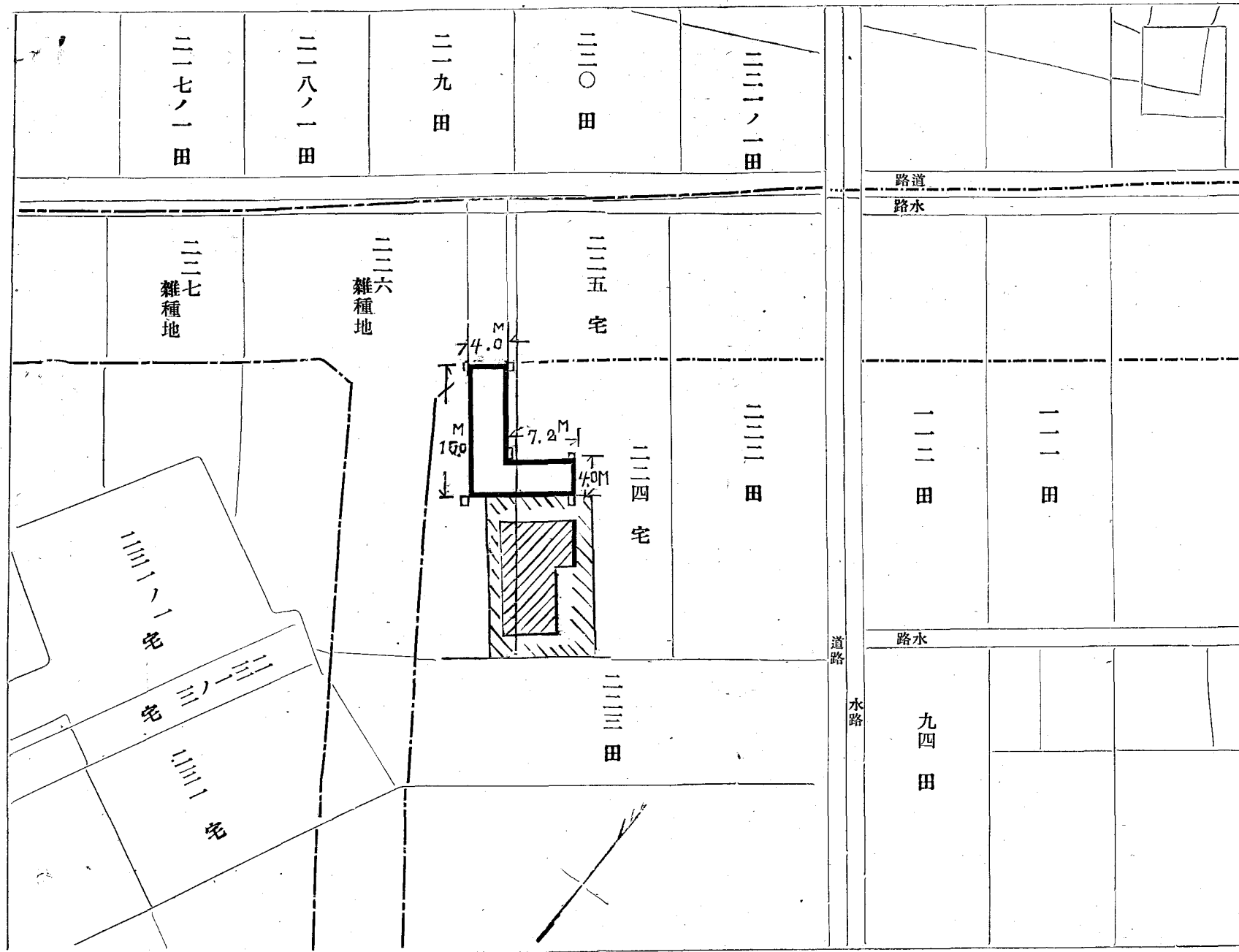
◇鳥取縣告示第六百七十六號
 昭和十二年十一月鳥取縣令第四十九號「トラホーム」豫防法施行細則第三條ニ基キ左記日時場所ニ於テ氣高郡中鄉村住民全部ニ對シ「トラホーム」檢診ヲ施行ス
 昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

日	時	區	域	檢診場所	檢診ヲ受クベキ者
九月十日及十一日	毎日 午前八時ヨリ午後四時迄	氣高郡中鄉村		中郷小學校	住民全部

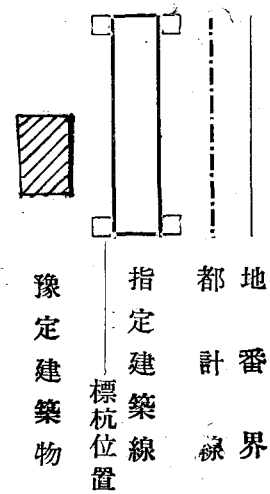
◇鳥取縣告示第六百七十七號
 產婆登錄名簿ノ訂正者左ノ如シ
 昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄



建築線指定圖

(縮尺六百分の一)



地番界線

指定建築線

標杭位置

豫定建築物

本籍、住所

鳥取縣西伯郡餘子村大字竹内三五九番地
昭和十一年二月五日本籍、住所移轉ニ依リ昭和十五年七月十三日付
訂正方出願ニ對シ昭和十五年八月十九日訂正

石 長 ま ち よ

本籍、住所

鳥取縣氣高郡大和村大字横枕四三〇番地
昭和十五年八月十日婚姻ニ依リ前姓前田ヲ西尾ニ改姓並本籍住所變
更ノ爲名簿訂正方出願ニ對シ昭和十五年八月二十日訂正

西 尾 静 子

◆鳥取縣告示第六百七十八號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

本籍 大阪府北河内郡九個莊村大和八〇〇番地ノ一
住所 鳥取縣八頭郡智頭町大字大内一八番屋敷

昭和十五年八月二十二日
第八二六號 登錄 小 谷 静 枝

◆鳥取縣告示第六百七十九號

產婆登錄名簿ノ取消並訂正者左ノ如シ

昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所

鳥取縣岩美郡大茅村大字大石二八八番地

昭和十五年八月二十日廢業ニ依リ產婆名簿取消方出願ニ對シ昭和十五年八月二十二日取消

谷口

喬

住所

鳥取縣岩美郡浦富町大字浦富一五二六番地

昭和十五年八月十二日付住所並開業地移轉ニ依リ產婆名簿訂正方出願ニ對シ昭和十五年八月二十二日訂正

山口

艶子

鳥取縣告示第六百八十號

鳥取縣薪炭材需給調整委員會規程左ノ通定ム

昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣薪炭材需給調整委員會規程

第一條 鳥取縣薪炭材需給調整委員會ハ知事ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ左ニ掲グル事項ヲ調査審議ス

審議ス

一 薪炭材需給調整規則第二條ノ裁定又ハ第三條ノ命令ニ關スル事項

二 薪炭材ノ取引ノ改善其ノ他薪炭材ノ需給調整ニ關シ必要ナル事項

第二條 委員會ハ會長一人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ

委員ノ内二名ハ鳥取縣經濟部長及鳥取縣林務課長ヲ以テ之ニ充テ其ノ他ノ委員ハ木炭ノ生産又ハ取引ニ關スル團體ノ代表者、關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ囑託ス

官吏ニシテ委員タル者ノ外委員ノ任期ハ二年トス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ知事ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ幹事及書記ヲ置キ知事之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理シ書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

附則

本規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第六百八十一號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル蔬菜及果實ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年八月三十日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

蔬菜及果實ノ販賣價格

種別	品名	單位	價格	
			賣價	買價
りんご	リチャード印度スター キング、デリンヤス	一〇〇匁	〇、五〇	〇、二五
其他	同	同	同	同

な	し	二十世紀、八雲、菊水 ラフランクス	同	同	其ノ他ノ月	〇、三〇
も	も	水密、白桃	同	同		〇、一五
か	き	其ノ他	同	同		〇、二〇
		富有、次郎、葉隠	同	同		〇、二五
ぶ	ど	其ノ他	同	同		〇、二〇
	う	露地栽培ノ甲州	同	同		〇、二五
		露地栽培ニシテ 甲州以外ノモノ	同	同		〇、一八
		温室栽培ノモノ	同	同		二、〇〇
			同	同		〇、〇五
			一	箇		〇、〇五
			一〇〇	匁		〇、一〇
			同	同	十一月ヨリ翌年二月迄	〇、二三
			同	同	其ノ他ノ月	〇、二五
			同	同		〇、二五
			同	同		〇、一七
			同	同		〇、一五
			同	同	七月ヨリ九月迄	〇、八〇
			同	同	其ノ他ノ月	一、五〇
			同	同	七月ヨリ十一月迄	〇、五〇
			同	同	其ノ他ノ月	一、六〇
			一〇〇	匁		〇、〇八
			同	同	七月ヨリ十月迄	〇、〇八
			同	同	其ノ他ノ月	〇、〇六
			同	同	六月ヨリ八月迄	〇、〇五
			同	同	其ノ他ノ月	〇、〇八

ネ	ー	ブル	一〇〇	匁		〇、四〇
ポ	ン	カン	同	同		〇、四〇
レ	モ	ン	一	箇		〇、二五
バ	ナ	ナ	一〇〇	匁		〇、一七
く	り		同	同		〇、一五
メ	ロ	ン	同	同	七月ヨリ九月迄	〇、八〇
			同	同	其ノ他ノ月	一、五〇
			同	同	七月ヨリ十一月迄	〇、五〇
			同	同	其ノ他ノ月	一、六〇
			一〇〇	匁		〇、〇八
			同	同	七月ヨリ十月迄	〇、〇八
			同	同	其ノ他ノ月	〇、〇六
			同	同	六月ヨリ八月迄	〇、〇五
			同	同	其ノ他ノ月	〇、〇八
			同	同	七月ヨリ十月迄	〇、〇八
			同	同	其ノ他ノ月	〇、〇六
			同	同	六月ヨリ八月迄	〇、〇五
			同	同	其ノ他ノ月	〇、〇八

さつまいも	同	十月ヨリ翌年三月迄	〇、〇四
きうり	同	七月ヨリ十月迄	〇、〇七
しろうり	同	其ノ他ノ月	〇、二五
かぼちや	同	七月ヨリ十一月迄	〇、〇六
なす	同	其ノ他ノ月	〇、一〇
トマト	同	七月ヨリ十月迄	〇、〇五
だいこん	同	其ノ他ノ月	〇、一〇
かぶ	同	十月ヨリ翌年二月迄	〇、〇三
お	同	其ノ他ノ月	〇、〇五

にんじん	同		〇、〇八
ごぼう	同		〇、〇八
ねぎ	同		〇、〇六
さといも	同	九月ヨリ翌年四月迄	〇、〇六
やつがしら	同	其ノ他ノ月	〇、〇九
えびいも	同		〇、一〇
れんこん	同		〇、一五
くわい	同		〇、一五
きやべつ	同	六月ヨリ翌年二月迄	〇、〇五
はけつき	同	其ノ他ノ月	〇、〇七
きよさな	同		〇、〇四
つけな類	同		〇、〇三

ほうれんそう		同	十一月ヨリ翌年三月迄	〇、〇七
みつば	切みつば	同	其ノ他ノ月	〇、一〇
根みつば	同	同		〇、四〇
				〇、〇七

正 誤

一、昭和十五年八月二十六日鳥取縣公報號外告示第六百六十二號中左ノ通正誤ス

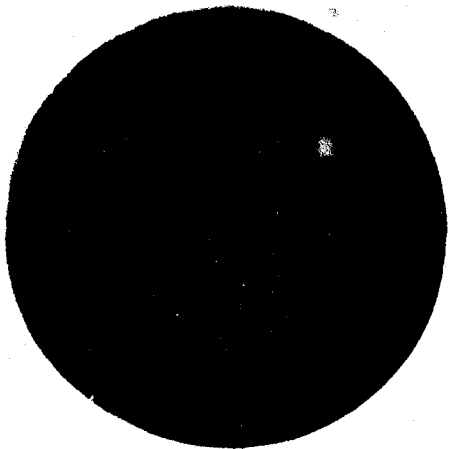
頁	行	正	誤
一	七	八月二十七日	八月二十二日

一、昭和十五年八月二十七日鳥取縣公報第千百六十號告示第六百六十四號中左ノ通正誤ス

頁	行	正	誤
一	九	鳥取・米子財務出張所	米子財務出張所

彙 報 第六十九號

事 變 特 報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

次 目

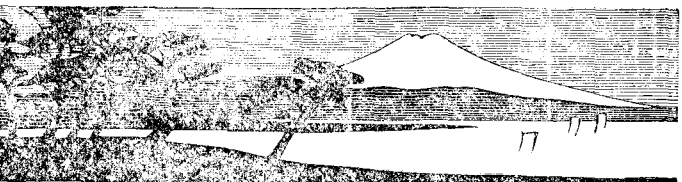
昭和十五年國勢調査について	松澤美雄	二七頁
委託又は郵便に依る戸籍 届出に關する法律に就て	(庶務課)	三六頁
時局と心身鍛鍊	(社會教育課)	四二頁
興亞奉公日第一周年	(時局課)	四四頁
稻苞蟲の防除に就て	(農產課)	四六頁
春植馬鈴薯豫想收穫高	(統計課)	四七頁
第四回報國債券賣出	(時局課)	四八頁
「マラリア」は如何にして傳染するか	(衛生課)	四九頁
獨逸人の氣概	(時局課)	五一頁
ラミー(苧麻)第二回豫想收穫高	(統計課)	五三頁
金屬製品の永持法	(時局課)	五四頁
南米發展農業家族大募集	(社會課)	五五頁
學校に於ける節米狀況	(時局課)	五六頁
生徒及教員講習會に節米實行	(社會教育課)	五九頁

るれ漏は密秘たつ語て密秘

昭和十五年國勢調査について

鳥取縣臨時國勢調査部長

松澤美雄



今秋十月一日を期して行はれる國勢調査は、大正九年、大正十四年、昭和五年及び昭和十年に續く第五回の定期調査でありまして、恰も紀元二千六百年の輝かしい年に今回の調査が行はれますことは、誠に意義深きを感ずる次第でありますと共に、戦時下の國勢調査たる點に於てあまり他に類例のないものであり、それだけ特別の意義と特色を持つてゐるのであります。申すまでもなく國勢調査は、國勢の基本たるべき事項について一齊調査を行ひ、國家の政治

經濟、産業等の諸施設、諸政策の基礎資料を得るといふことを目的とするのでありますが、今回の國勢調査は前述の如く事變下、戦時下の調査でありますから、現下のわが國內外の情勢に鑑み、國家總力戰體制を強化整備するための基本資料を整へるといふことに主眼點が置かれ、從つて調査の範圍、方法等も從來とは大いに異つて仕組まれてゐるのであります。

さて、今回行はれる國勢調査の時期は、來る十月一日午前零時、即ち九月三十日から十月一日に移る夜半の現在を以て調査するのであります。調査される者、即ち調査の對象となるものは次の通りであります。

1 調査の時期に帝國版圖内に現在する内地人

2 外地人、及び外國人

調査の時期に帝國版圖外に現在する現役軍人(現役武官となるべき陸軍の諸生徒及び海軍諸學校の生徒を含む)及び應召中の在郷軍人

3 調査の時期に陸軍所有船、陸軍徵用船及び海軍艦船(艦船令による艦艇、特務艦艇、雜役船及び海軍徵備船に)勤務する軍人以外の者

調査の時期に帝國版圖以外の區域に於て從軍中の軍屬從軍報道班員、從軍神官神職及び從軍宗教家

4 調査の時期に帝國版圖内に現在する者は勿論、軍人軍屬等特別の人々は、たとへどこに居らうとも後にのべる方法によつて凡て調査するのであります。

かやうに被調査者の範圍を擴大して、國防の第一線にある人々にも及ぼし、戦線銃後を通じて脈絡一貫した調査をするのが今回調査に於けるのであります。

調査の時期に帝國版圖内に現在する者は勿論、軍人軍屬等特別の人々は、たとへどこに居らうとも後にのべる方法によつて凡て調査するのであります。

る大きな特色の一つで、これは、これ等の軍人、軍屬等の人々はその年齢、社會上の地位等から見て、いはゆる働き盛りの中堅を成してゐるのでありますから、前述の國勢調査の趣旨から考へて、當然これを調査の範圍に包含すべきだとする建前を取つたのであります。

調査の方法は各世帯主が、その世帯に屬する者について各調査事項を申告書に記入して申告するのであります。世帯には「普通世帯」と旅館、寄宿舎、病院、下宿屋、合宿所等のやうに家計を共にしない者の集りである「準世帯」の二つがあります。

普通世帯では世帯主が申告義務者であり、準世帯ではその管理者が申告義務者であります。申告義務者は十月一日の午前八時までに、あらかじめ擔當の國勢調査員から配布される申告書用紙に、各調査事項について、調査の期日たる十月一日午前零時の状態を正しく記入して置き、國勢調査員が申告書を集めに來た時提出して戴

くのであります。國勢調査員は調査事務を執行せしめるために内閣から任命せられた方々であつて、市町村内の調査區を擔當し、申告書用紙の配布、申告書の蒐集その他の職務を執行する際にはそのしるしとして、胸に國勢調査員徽章を佩用することになつてゐます。

次に申告書の記入方法を簡単に述べますと、調査事項は今回の調査では、一 氏名、二 世帯に於ける地位、三 男女の別、四 出生の年月日、五 配偶の關係、六 所屬の産業及職業、七 指定技能、八 兵役の關係、九 出生地、十 本籍地、十一 民籍又は國籍の十一項となつて居ります。

右の内「一 氏名」から「五 配偶の關係」まではこゝに説明を省略致しますが、たとへ「男女の別」の欄を例にとれば、申告書には「男」「女」の文字が印刷されてゐますから男であれば(男)、女であれば(女)、のやうに、それ(男)該當の文字を○印で囲むことになつてゐて、こ

の方法は他の欄についても同様であります。

「六 所屬の産業及職業」の欄は、「(一) 現在」と「(二) 昭和十二年七月一日」との二欄に分れてゐます。これは事變前と現在との間に、わが國の産業と國民の職業の状態にどんな動きがあつたか、その間の移り變りの事情を明にしようといふのが目的で、この欄では、營業所や勤め先の名前や職名その他が調査されるのであります。

今職名の記入方について説明しますと、職名は自分の職業が、各世帯に配付される職名表に列擧されてゐる職業名の何れに該當するかをよく見究めて、それを、職業名の上に冠してある番號と共に、例へば四 簿記係事務者、九 農業技術者、二九 旋盤工といふやうに記入するのであります。

千種萬様、殆んど無數に近い程に分化してゐる各人のそれ(男)の職業の種類を、僅か四百三十餘種の職名の何れかに當て嵌めて記入することは決してやさしいこととは思はれないのであ

りますが、前に述べたやうに今回の調査の重要性から見ても、職業の記入方法もたゞ従来通り自由に記入するだけでは、現下の時局に直面して眞に役立つ統計を作ることが出来ないもので、特に新らしくこの方法によることになつたのであります。記入に當つては前述の趣旨をよく理解せられてわからぬところは豫め工場會社等の上役に尋ねて確めて置くなり、國勢調査員は問ひ質すなりしてはつきりさせて置いて、間違ひのないところを正しく明瞭に記入して戴きたいのであります。

かやうに産業と職業の欄は他の欄にくらべて相當複雑になつてゐるのであります。これはわが國の各種産業が如何なる仕事を受持つ人々によつて分擔され、組立てられてゐるか、即ち一億同胞が如何なる役割に於て、御奉公を勵んでゐるかといふことを見る爲であります。

「七 指定技能」は (一) 指定の職業と (二) 指定の學歷との二つから成つてゐて、「指定の職業」といふのは、前に述べた職名表に掲げられ

た職業の中から、時局下に於て特に必要と認められる百二十餘種の職業を、内閣總理大臣が指定したものであります。この指定の職業の何れかに現職として従事してゐる者は、「現職」の欄にその職業名をその上に冠してある番號と共に記入するのであります。なほこの場合、その職業に従事した年月數を、「従業期間」のところに記入するのであります。

又現在は指定の職業の何れにも従事してゐないが、かつて指定の職業に従事した經驗を持つてゐる者は、「前職」の欄にそれを記入するので、前職に於て、指定の職業の二つ以上に従事した經驗を有する者は、従事年月數の長短、熟練の程度、得手不得手といふやうな種々の點から判断して主なるものを一つだけ記入し、現職と前職と兩方が指定職業に該當する場合には、現職の方を記入するのであつて前職は記入するに及びません。つまりこの場合現職は前職に優先するのであります。

「指定の學歷」といふのは指定の職業に關係

のある技術的又は理科的學校學科の卒業又は修業を指すのであります。これも内閣總理大臣から指定されたものに限るので、指定の學歷は甲種實業學校程度と實業專門學校程度と大學程度の三種に分けて、これに該當する學歷を有する者は、それ／＼の欄に自分の修めた學校、學科を記入するのであります。

指定の職業と指定の學歷とは、共に職名表と同じ紙に指定技能表として印刷配付されるから産業と職業欄の職名の記入と同じ要領で、研究してよくのみ込んで置き、記入洩れや誤りのないやうに正しく記入せねばなりません。「指定技能」は前欄「所屬の産業及職業」と共に、今回調査の重要點となつて居り、時局下、國家が要求する大切な資料となるのであります。「八 兵役の關係」から「十一 民籍」までの各欄の記入方については、こゝでは説明を省略致します。

以上、申告書各欄の記入方について、要點だけかいつまんで申しましたが、これはいはいゆる

銃後一般の者について述べたのであつて、軍人軍屬など特別の人々については一般の者と異つた點があります。前に被調査者の範圍のところでも述べた通り、今回の調査はその調査の範圍を擴大して、國防の第一線にある軍人軍屬等にも及ぼしたのであります。これ等軍人軍屬等特別の人々を法令の上では世帯關係者と呼ぶのであります。

この世帯關係者は次の區別に従つて、それ／＼の世帯の世帯關係者として取扱はれ、その世帯の世帯主から、その世帯に屬する者として申告せねばならぬのであります。即ち

- 一 配偶者のある場合は、その配偶者の現在居る世帯
- 二 配偶者のない場合は、父の現在居る世帯、但し父なき場合は母の現在居る世帯
- 三 配偶者も父母もない場合は、その子(子)が數人ある場合は最年長者の現在居る世帯
- 四 配偶者、父母、子もない場合は、祖父の現在居る世帯、但し祖父なき場合は祖母の現在居る世帯

居る世帯

五 配偶者、父母、子、祖父母もない場合は、兄弟姉妹（兄弟姉妹が數人ある場合は最年長者）の現在居る世帯

六 配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹もない場合は召集通報人の現在居る世帯

七 配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、召集通報人もない場合は、本籍地の市町村長の現在居る世帯

といふ風に、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹などから召集通報人、本籍地の市町村長に至るまで詳細に順序を定めてあるのであります。この場合、配偶者には内縁關係の者を含み父母、子、祖父母、兄弟姉妹は同一戸籍内の者に限ります。なほ、召集通報人や本籍地の市町村長にまで範圍を及ぼしたのは、世帯關係者として申告を要する者の中には、全く身寄りのない天涯孤獨の人もあることを慮つたため、世帯關係者の屬する各世帯は、多くの場合はゆるる留守宅であらうと思はれるが、併し中にはさ

うでない場合もあるから注意を要します。かやうに各世帯の世帯主は、自分の世帯に現在居る銃後一般の者を申告すべきことは當然であります。その外に世帯關係者をも、本人が現在どこに居るにかゝらず、その世帯に屬するものとして申告せねばならないから、世帯關係者の所屬する世帯がどの世帯であるかといふことを前述の順序によつてよく見究めた上で重複や脱漏のないやうに申告が願ひ度いのであります。

この世帯關係者はその特別の事情から申告書各欄の記入について、銃後一般の者と同一に取扱ふことが出来ない、又は適當でない點があるので、調査事項十一項の中で、特に銃後一般の者と異つた別な記入をしなければならぬ個所が幾つかあります。その一つ／＼について、今こゝで詳しく説明することは省略しますが、これをわかり易く表の形で示すと次の通りであります。

の 屬 所 六		一 氏 名	二 世帯に於ける地位	三 男 女 の 別	四 出生の年月日	五 配偶の關係
現 (一)		現役 武官 (下士官以上)	銃後一般の者の記入に 同じ。	銃後一般の者の記入に 同じ。	銃後一般の者の記入に 同じ。	銃後一般の者の記入に 同じ。
事業所の事業種目 自己の勤務する 部門の事業種目	事務所(勤務先を含む)名	陸軍又は海軍と記入すること。	斜線を引くこと	陸軍又は海軍と記入すること。	陸軍船又は海軍船と記入すること。	陸軍直前の状態を銃後一般の者の記入に、 <u>在外</u> と記入すること。
入營、入團又は應召前の状態を銃後一般の者にならつ		軍人に非ざる 陸海軍の艦船 乗組員	斜線を引くこと。	斜線を引くこと。	斜線を引くこと。	帝國版圖外に於て從軍中の軍屬・報道班員・神官・神職及宗教家
從軍直前の状態を銃後一般の者		從軍直前の状態を銃後一般の者の記入に、 <u>在外</u> と記入すること。	斜線を引くこと。	斜線を引くこと。	斜線を引くこと。	從軍直前の状態を銃後一般の者の記入に、 <u>在外</u> と記入すること。

七 指定職業 (一)				業 職 及 業 産				
業職の定指 (一)				昭和二十年七月一日の在				
職名	職名	従業期間	職名	職名	従業期間	事業所(勤務先を含む)の事業種目	事業主なりや否やの別	職名
								陸軍軍人又は海軍軍人と記入すること。
							ⓧの様に○印をつけること。	て記入すること。
							ⓧの様に○印をつけること。	銃後一般の者の記入に同じ。
								つて記入すること。

八 兵役の関係	九 出生地			十 本籍地			十一 民籍又は国籍
	第一種	第二種	第三種	第一種	第二種	第三種	
銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。
斜線を引くこと。	陸軍部隊在隊中又は海軍部隊在隊中と記入すること。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。
斜線を引くこと。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。

今回の世帯関係者の申告といふことは大變複雑に見え、また経験のない今回始めて試みられる方法であるから、事實に於て相當面倒な點もあらうと思はれますが、初めにも述べた通りこの點は今回の調査の特色の一つであり、戦時下の國勢調査の性質上重要な意味を持つてゐるの

でありますから、各申告者は充分に御留意を願ひたいのであります。以上、今回の國勢調査の概要について大体的説明をしたのでありますが、繰返し述べました通り今回の調査は重大な時局を反映して、その内容に於て重要な要素を包含してゐるばかりで

なく、その調査の方法等に於ても從來のそれと趣を異にしてゐる點が多く、全体として時局色の濃い國勢調査であります。更にまた紀元二千六百年に相當する本年のこの國勢調査の結果は紀元二千六百年に於けるわが國勢を鳥瞰的に示すものとして、我々がこれを子孫に遺すことにもなるのであります。

この意義に於て縣民各位は調査の趣旨を充分に諒解し、正直に、正確に申告して、聖戰下紀元二千六百年の國勢調査が、圓滑に完遂せらるゝやう御協力をお願ひする次第であります。

x x x



委託又は郵便に依る戸籍届出に關する法律に就て

△戸籍上の届出

戸籍に關する届出は書面でも口頭でも全く届出人の自由である。口頭で届出る時には市町村長の面前に出頭するのであるが、病氣其の他の事故に依つて出頭することが出来ない場合に於ける認知、婚姻、養子縁組及び協議上の離縁、離婚以外の届出に付ては代理人を以て届出をなすことが出来る。

書面に依る届出は届出事件の種類に依り各所定の要件を完備した届書を市町村役場に提出するのであつて届書には届出人の自署が原則であるが、自署不能の場合には他人に代署

せしめても宜いし、又届出人自ら持參又は郵送し、或は他人に託しても宜い。此の場合委任状は要しない。

△法律制定の理由

戸籍に關する届出には認知、養子縁組、婚姻等の如く届出に依つて初めて法律の効果を生ずる創造的のものと、出生、死亡等の如く既生の事實を報告的になすものとあるが、何れの届出でも市町村長が之を受理せねば届出たことにはならぬのである。處が書面を郵送し又は他人に委託した場合、右の届書が到着する前に届出人が死亡した場合には之等の届出は受理出来なくなるのである。

而も今事變に於て軍人軍屬の中に其の事例が少くないのであつて、之では本人の遺志に副はないばかりでなく遺族の身分關係其の他に不都合を生ずるのは云ふまでもない。尤も從來は昭和十二年十二月九日の民事局長の通牒に依つて其の届出が受理せられてゐたのであるが、法律上疑義を生ずる惧れがあるので、明文を以て其

の届出を受理し得ること。及び届出の効力が届出人死亡の時に遡つて生ずる必要を認めて此の法律が制定せられるに至つたのである。

△届出の委託

届出人の死亡後其の委託に依る届出を受理し得る場合、即ち本法に謂ふ所の委託をなし得る場合は戰時又は事變に際し戰闘其の他の公務に従事し自ら戸籍の届出をなす場合に限るのである。

一般に付ては前に述べた如く代理人に依り又は代署を依頼して届出をなす方法が認められてゐるが、後に述べる郵便に依る届出の規定もあるから其の必要がないばかりでなく、民法及び戸籍法の原則を破る場合を廣く認めることになつて、戸籍の届出を忽にする弊害があるのを慮つて之を除外し、必要を得ない場合のみに限られたのである。従つて從來は民事局長の通牒に依つて一般人の委託に基く死亡後の届出も受理せられたのであるが、本法施行後は斯る届出は出来なくなつたのである。

委託は書面、口頭どちらでもよく、應召出征する際届出をして置いて呉れど云ひ残して行つた場合、又は戦地から手紙で委託して来た場合等何れも之で宜いのである。

△確認の手續

委託者の死亡後受託者から届出をするには、先づ委託に付き裁判所の確認を求めねばならぬのであるが、其の申立は受託者又は代理人から委託者の最後の住所地を管轄する區裁判所に書面又は口頭を以てなすのであつて、申立書には(1) 申立人の氏名住所 (2) 代理人に依り申立をなす時は其の氏名住所 (3) 申立の趣旨及び其の原因たる事實 (4) 年月日(申立の日)裁判所の表示宛名を記載し、申立人又は代理人が之に署名捺印し、證據書類があれば其の原文又は謄本を添付しなければならぬ。尙ほ取調べて貰ひたい證人があれば其の氏名、住所及び訊問の趣旨をも記載して置くのが便利である。

確認の申立を却下する裁判に對しては申立人及び利害關係人から抗告をなすことが出来る。

又委託を確認する裁判に對しても其の裁判に依つて權利を害せられたりする者から抗告が出来るのであるが、此の抗告には執行停止の効力がないから、斯る抗告の申立があつても委託に依る届出をしてもよいのである。

△委託に依る届出

戸籍に關する届出は書面又は口頭を以て出来ることは前述の通りであるが、本法に依り受託者のなす届出は必ず書面でなければならぬのであつて、届書は委託者の名義を以て作り、事件の種類に依り各所定の要件を完備せしめる外委託者の死亡年月日、確認裁判の年月日と裁判所名及び受託者の住所氏名を記載して之に受託者の捺印をし、届書に委託確認の裁判の謄本を添付して市町村役場に提出するのである。

届出人が生存中自ら届書を作成し、其の提出方を委託して置いたのを届出人の死亡後受託者から提出する場合に於ても、委託があつたか否か、果して届出人が作成したものか等について審査を受けしめる必要があるから確認の手續を

履まねばならぬ。又委託者死亡の事實を知らずに届出がなされ、其の受理當時既に届出人が死亡してゐた場合には其の届出は違法のものであるから、戸籍の訂正をした上確認の手續を履み改めて届出をすべきである。

△届出の効力

以上の手續を経て届書が受理されると、戸籍にも届出人の死亡後其の委託に依り受託者から裁判所の確認を得て提出された旨が記載せられるのであるが、本法第三條の規定に依つて其の届出は届出人の死亡の時になされたものと見做されるから、其の効力は届出人死亡の直前まで遡つて生ずることが明になつたのである。

尤も本法に依る確認裁判は身分關係を確定するまでの効力はないから、他に身分關係の確定を妨げる事由があれば別に訴訟に依つて其の確認を求め得るのは勿論である。

△確認申立の期間

受託者から裁判所に受託確認の申立をなし得る期間に付ては別に規定はないが、恩給法中改

正法律に依ると公務員又は之に準すべき者の委託に依つて其の死亡後になす戸籍届出に付ては、死亡後二年内に届出が受理された場合に限つて、死亡後の届出に依り扶助料受給者の範圍を定めることになつてゐるから、受託者は成るべく速かに確認の申立をなすやう心がけるべきである

△本法施行前の届出

本法施行前、届出人の死亡後委託に依る届出が、受理された場合に付ては前に述べた通りであるが、之等の届出を總て其の儘有効と認めることの出来ない事情もあるので、利害關係人から其の委託に付て裁判所に確認の申立が出来ることになり、其の確認を得たものに限つて本法に依る即ち明文を以て遡及効が與へられることになつたのであつて、確認を経ない届出効力は民法の解釋如何に依ることになつたのである。

従つて此の場合恩給法上の保護を受けるのは本法施行の日より二年内に委託確認の裁判を受けた場合に限定されて居ることを考慮に入れ、

委託の證據の散逸しない間に成るべく速に確認の申立をなすことが望ましいのである。

尙ほ裁判所が此の申立を許可する趣旨の裁判をした時には、其の裁判の謄本を届出人(委託者)の本籍市町村長及び其の管轄裁判所に送付し、本籍地の市町村長が之を受けた時は戸籍法の該當事項上部欄外に確認の印を押捺することになつてゐる。

確認の申立が却下せられた場合には、該當戸籍の記載事項を抹消せねばならぬから、裁判所は届出た本人の本籍地市町村に其の旨を通知し本籍地の市町村長は監督區裁判所の許可を受けて戸籍の記載を抹消するのである。

右確認の申立が却下せられたら利害關係人から抗告し、其の結果却下決定が取消された場合利害關係人は戸籍訂正手續に依り曩に抹消せられた戸籍の記載の回復を求めねばならぬことになるのである。

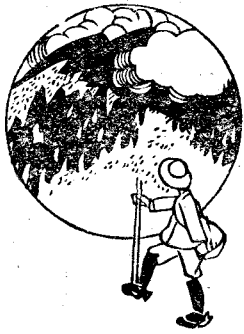
△郵便に依る届出

届出人が戸籍に關する届書を市町村役場に郵

送した所、其の届書が届出人の死亡後に着いたと云ふことがよくあるのであるが、此の場合も届出受理當時には届出人が死亡してゐるので、其の届出の効力に付て疑を生ずる餘地を少くするため、斯る届出も受理することが出来、又其の効力は届出人の死亡の時に遡つて生ずる趣旨が明にされたのである。

委託に依る届出は「戦時又は事變に際し届出人が戦闘其の他の公務に従事する」ことを必要とするのであるが、郵便に依る届出は平時に於ても亦一般人に付ても適用があり、又委託に依る届出には確認の手續が要るが郵便に依る届出に付ては其の手續はない。

尤も届出人が生存中に郵送したものでなければならぬのは勿論であつて、其の事實は主として郵便局の消印に依つて判断せねばならぬから市町村長は、將來郵送にかゝる届出を受理した時は總て其の封筒を相當期間保存することになつてゐる。



時局心身鍛鍊

◆時局と人的資源

時局は益々進展しつゝある。獨英争覇に誘發された歐洲新體制建設運動は、我が國刻下の大業新東亞建設運動と關聯するところ少からず、今や世界新秩序運動の一環としてその波及する處いよゝ大ならんとし、歐洲大戰に對して不介入を宣言した我國も此の東亞新體制建設の爲には、四邊の情勢の變化に應じて何時如何なる今日以上の難關に進まねばならぬか知れない状況にあるのであつて、局面は刻々と重大化しつゝあるといはねばならぬ。

然るにすべて大事を成さうとするには健實なる精神と強靱なる身體の必要なることは言を俟

たぬのであつて、時局の重大化と共に我が國民の身心鍛鍊教育の重要性は看過すべからざるものがある。

今や國家總力戦と云ふ言葉は到る處に稱へられてゐるが、往々にして總力戦と云へば物と金即ち物的方面にのみ強く考へられそれに心を奪はれて、その根本たる人の問題、物を生み金を作り出し、之を運用する人の心身の問題を輕視し或は後廻しとする傾向も少なくないと思はれる。もとより事態に緩急前後の差はあるにしても、人的要素こそは飽くまで國力の基幹であり、これが涵養確保は國家の最も重要な問題であるといはねばならぬ。しかもこの人の問題は一朝一夕にその成果を期することは出来ないものであつて、不斷の繼續努力に依るでなければ、その完全を期し得ないことを忘れてはならないのである。

◆國民體位と心身鍛鍊

七八年前迄は我が國に於て人的資源は過剰をさへ憂へられ、社會問題としての一重大命題を

へなしてゐた。しかし事變以來一朝にして著しい不足を見るに至り、その確保が如何に重要であるかを痛感せしめてゐる。兵力動員はもとよりのこと、軍需の確保生産の擴充國民必需品の確保、安定等に伴ふ勞務動員の上からも、或は大體經營の將來からも必然に人的資源が先決問題となるのである。

然るにこれを國民體力の現勢から考へて、既に國民出生率低下の兆があり、一般國民の體位低下、特に都市青少年の體質の悪化等まことに寒心すべき傾向にあることを思ふとき、この問題に對する國民の深き認識と積極的な實踐とが如何に刻下の重要事であるかと思はれるのである。

これについては從來國家として種々の措置對策が講せられ、その他各方面に於てもいろいろと施設が實施せられてゐるのであるが、しかしこの問題はたゞに國家や諸團體の制度や施設のみで解決せられ得るものでなく、國民自身の深き自覺と、その自覺に伴ふ實行とに依らなくてはならない。

の氣魄の旺盛なことや、軍規の嚴肅な點などを擧げることが出来ようが、それ等の原因と共にその偉大な體軀と旺盛な精力を忘れてはならない。

しかししてこれをつくる爲に、前の世界大戰後乏しい財政の中から約二十年間に亘つて拂つた絶大な努力を見通してはならない。ヒットラー總統が國民の教育方針を述べて「ドイツは今や新しい世界觀を持つ新しきタイプのドイツ人を創り出さねばならぬ。それは口で言つたから、教へたからとて、直ちにさうした人間は出来るものではない。一定の期間を藉し、教育の力に俟つべきであつて、内容的には身體に正しき認識を持ち、生活に對する眞面目なる反省がなくてはならぬ」と述べてゐる。かくて國民の健康は國力の要素であり、民族への尊き遺産であるとなした。従つてその心身を鍊磨育成することは國民としての當然の責務であり、國家民族のためにも充分役立て得るに足るものたらしめるために國民特に青少年は自ら進んで日頃より心

はその成績があがるものではないのである。各人に適した方法に依つて、眞面目に實踐躬行するところに意義があるのであつて、同じ行ふにしても自覺して行ふと自覺なしに行ふとはその結果に於て莫大なる差異があるのである。現にこの八月一日から二十日間、全國に亘つて「國民心身鍛鍊運動」が實施せられたが、もとより國民の健康を増進し體力の増強をはかるに、短期間に於て著しい効果を期待することが出来るものでないことは明である。全國民が時局下に於ける國民體力増強の重要性を深く認識し、繼續して適當に實行するでなければならぬ。

◆ドイツの實例

僅か數ヶ月間にして歐洲の天地を席卷し、宿敵フランスをして城下の盟をなさしめて今や着々歐洲新體制の工作を進めてゐるドイツの戰勝の原因について考へれば、もとより科學兵器が潤澤でしかも性能が優秀なことや、國民全般に科學思想の普及してゐることや、更にドイツ民族

身の鍛練に努力して來た。

學校は午後の半日を一切ヒットラー青少年團の手に委ねて身體の側からの教育と訓練とを實施し、男子十八歳から二十五歳までの間に半ヶ年を國民の義務として廠舎に收容され、眞のドイツ青年としての心身を鍛鍊陶冶されるのである。これ等の制度の外に尙體力の認定章を與へ、また各種スポーツの團體を國家に於て統制管理して徹底的に指導獎勵する等、各方面からひたすら人的資源の涵養に努力した結果、あの胸の厚い腕の太い、そして血色のよい氣合の充溢した國民は作り上げられたのである。

◆國民體操と徒歩

國民體位を高め、國家に奉仕し得る健康體を確保する爲の心身鍛鍊運動としては、ラヂオ體操もよい、徒歩旅行もよい。登山やキャンプや劍道柔道、勤勞作業も實習も皆立派な効果を擧げ得る運動である。特に體操は何人にも最も理想的な健康法であり、徒歩は運動不足勝な職業者に勸奨したい簡単な運動方法である。

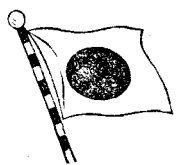
體操では昨年九月制定された國民體操は老若男女を問はず實行され得るものであつて、當時發行の本報(第二十二號)でも紹介したのであるが、今では各學校でも實施せられ、本年七月七日の支那事變記念日からは毎日ラヂオで放送されてゐるが、國民全部の實踐の日の一日も速かならんことを希望する次第である。

歩行もまた理想的な健康法であるが、それにはたゞ漫然と歩くのでなく、力強くさつさと歩き、しかも上體の姿勢を正しく保つて歩くことが肝要である。

以上の外如何なる體育運動でも實行さへすればよいのである。要するに精神を緊張し、強健な人も更に積極的に一層心身の鍛錬をはかり、その鍛錬された體力氣魄を以て各人の職分に精勵して最大の能率を擧げ、國家の作業率を高め進んでは國家民族のために捧げんとする意氣と信念とを併せ養ふことが肝要である。かくて體育運動を時局下に於ける國民の尊い一つの勤めとして、一同これを實行することが東亞建設に

深い繋りのあることを認識せねばならないのである。

× × ×



興亞奉公日第一周年

昨年八月十一日、官報號外を以て内閣告諭を發せられ、全國民擧つて戦場の勞苦を偲び、自肅自省してこれを實際生活の上に具現すると共に、興亞の大業を翼賛して一億一心奉公の誠を效し、以て恒久實踐の源泉たらしめる目的に依つて毎月一日を興亞奉公日とし、九月一日を以て其の第一回の興亞奉公日とせられたのであります。來る九月一日は其の一周年に當るのであります。

此の興亞奉公日の趣旨は右のやうに意義深い日であるに拘らず、近頃往々にして此の奉公日

に對する認識が不徹底で贅澤な行爲があつたり或は誤つた解釋を下して此の日は唯朝早く起きて神社佛閣に參拜し、一日中酒と煙草をのまないで居ればよいのだと思つてゐる人もあるやうであります。之は大變な考へ誤りであつて、興亞奉公日の本當の精神は内閣告諭にある通り「戦場ノ勞苦ヲ偲ビ、自肅自省、的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一億一心、興亞ノ大業ヲ翼賛シ、以テ國力ノ増殖ヲ圖リ、強力日本ノ建設ニ邁進スルノ日」であります。

毎月一日だけ形式的にやればよいと云ふ譯のものではなく、毎日興亞奉公日の氣持でやつて行かなければならぬのであるけれども、其の極致を此の日に求めやうとする譯であります。此の日を絶對理想の日として嚴格に自肅自戒の生活を實踐して行き次第に之を毎日に及ぼさうと云ふのであります。斯うして戦場の將士と勞苦を分つて自肅自戒し、進んで建設的生産的方面に進んで行くやうに努力しやうと云ふのであります。

吾々は戦争をしてゐる國民であります。戦地での將兵達が炎熱酷暑を物ともせず、祖國日本のために身を捨て家を忘れて戦つて居られることをもつと深く認識し、吾々の日常生活に於ける一舉手一投足にも此の戦時意識を具現しなければなりません。

斯くてこそ興亞奉公日の精神である國力の増強、強力日本の建設も達成することが出来るのであります。最近叫ばれる生活新体制も之を根基とすべきものであります。吾々は此の興亞奉公日の趣旨をよく体得して緊張した一日を過ごし、此の一日を以て將來の生活上の源泉として大東亞の建設に邁進する覺悟を新にしようではありませんか。

× × ×



稻苞蟲の防除に就て

稻苞蟲は本縣では「つゝみむし」「はまきむし」とも稱へてゐるが、螟蟲や泥負蟲と同様に警戒を要する害蟲である。

本蟲は昔から稻の害蟲として知られてゐるが、螟蟲、泥負蟲の如く毎年きまつて發生するといふことは少く、年に依り突發的に大發生する場合が多いので全く油斷のならない害蟲である。本縣では昭和十二年に大發生したことがあり本年も亦相當廣面積に亘つて發生を見てゐるから、此の際徹底的に防除を行つて被害を未然に防ぎ、米穀増産上遺憾のないやうに努めねばならない。

△ 苞蟲の形態

幼蟲は黄綠色を呈し、充分生長すれば体長一寸二分位になり、蛹は長さ八分位で初めには黄

綠色を呈するが後には黄褐色になる。又成蟲は黒褐色の蝶で体長六・七分、翅を擴げると其の幅は一寸ばかりあつて翅の先端には白色の小斑點が數個點在してゐる。

△ 経過及び習性

冬期は幼齡の幼蟲態で笹、クサヨシ等の禾本科植物で、越冬し、六月下旬乃至七月上旬頃羽化し成蟲となつて稻株に産卵するのであるが、此の孵化した幼蟲が七月中旬乃至八月上旬頃稻の葉を喰害するものである。

加害の状況は稻の葉を二、三枚綴り合せて苞を作つて其の中に潜在し、夜になれば苞から出て稻葉を喰害する。發生の多い時は數日にして全圃の稻葉を喰ひ盡すことがあるので、稻は生育を害されて收量を激減し、時には收穫皆無の慘狀を呈することも珍らしくない。

又出穂直前に稻葉を綴られると出穂を妨げられることも屢々ある。此の蟲が稻葉を喰害する期間は三、四週間位であるが、被害の著しいのは老熟期に近づいた一週間乃至十日間で、丁度

上簇前の蠶が桑葉を食べる如く一晚中に驚く程喰害するものである。

幼蟲は老熟すれば卷葉の中で蛹になり次いで成蟲(蝶)となる。成蟲の出現は初秋季に多く日中盛んに飛翔して産卵するのである。之から孵化した幼蟲が再び稻を害することがあるが、雜草の中に這入つて越冬するものが多い。

△ 防除法

一、幼蟲は葉を咀嚼して喰害するのであるから發生初期に稻に砒酸鉛の如き毒劑を撒布すれば、蟲が之を喰害すると中毒死するので驅除の目的を達するが、幼蟲が生長して大きくなれば容易に死なないから、除蟲菊木灰粉の如き接觸劑の方が効果顯著である。

藥劑の調合及び使用法は次の通りである。

砒酸鉛二五匁 リノールの代りに大豆
リノール、五匁 カゼインを使用する
場合は一斗に付き十

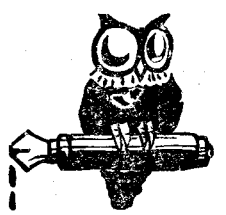
水に稀釋し噴霧器を以て反當八斗乃至一石位

稻葉に丁寧撒布すること。

△ 除蟲菊木灰粉 (除蟲菊粉一封度) 一反當
兩者を能く混和し、夕方露が下りてから撒布すること。

二、藥劑驅除の外苞の中にある幼蟲及び蛹を潰殺するのも有効である。

三、出穂前卷葉を梳り苞を解いて出穂を容易ならしめることも肝要である。



春植馬鈴薯 豫想收穫高

本縣に於ける昭和十五年春植の混食、代用食の重要食料である馬鈴薯は、播種以來氣候概ね適順であつて病虫害等少く良好な生育を遂げ、増産獎勵に依る作付の増加と相俟つて百四十八萬六百七十貫の豫想收穫高を示した。之を前年

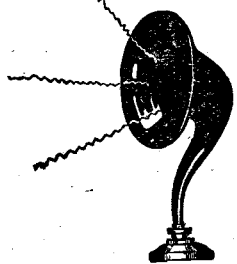
に於ける春植及び秋植を合した實收高八十五萬四千七百六十三貫に較べると、實に六十二萬五千九百七貫(七割三分二厘)の増加である。
 (本縣に於ては從來秋植にかかるものは僅少である)

尙ほ之を各郡市別に示すと次の如くである。

郡市別	本年豫想		前年		比較
	收穫高	秋植實收高	收穫高	秋植實收高	
鳥取市	四八、九〇〇	三九、三〇〇	四三、〇〇〇	二七、五〇〇	九、六〇〇
米子市	六九、五〇〇	四二、〇〇〇	二五、四〇〇	二二、一〇〇	二七、五〇〇
岩美郡	二四八、五〇〇	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	〇
八頭郡	四六七、四〇〇	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	〇
氣高郡	三九〇、六〇〇	一七〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一四〇、四〇〇	二九、六〇〇
東伯郡	一六六、六〇〇	一一一、七〇〇	一一一、七〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇、七〇〇
西伯郡	一三三、〇〇〇	八六、〇〇〇	八六、〇〇〇	四六、〇〇〇	四〇、〇〇〇
日野郡	二八、四〇〇	三三、六〇〇	三三、六〇〇	三三、六〇〇	〇
計	一、四八〇、七〇〇	八五〇、七〇〇	八五〇、七〇〇	六二五、九〇〇	二二四、八〇〇

第四回報國債券

賣出し!!



國際情勢頓に繁迫し、國民貯蓄の要益々加はり之が一段と強化を要する折柄、來る九月十日より第四回報國債券六千萬圓が左記要項にて日本勸業銀行本支店、主たる銀行、産業組合、郵便局等で賣出されます。

此の債券賣上代金は貯蓄債券と同様政府に於て事變下國策遂行上重要な方面に使用せられるものでありますから「戸毎に日の丸手に手に債券」の國策標語の通り皆んな揃つて此の債券を買つて銃後貯蓄奉公の誠を致しませう。

- 賣出 九月十日から二十五日迄
- 一枚 十圓と五圓
 - 割増金 一等一萬圓と五千圓 以下多數



「マラリア」は如何にして傳染するか

◇「マラリア」の病原体と傳染徑路
 「マラリア」の病原体は「マラリア」胞子蟲と謂ふ一種の寄生蟲でありまして、此の「マラリア」胞子蟲が人の血液の中に入つて次第に發育し増殖して病氣を起すのであります。

鳥取縣の到る處で見られる「ハマダラ」蚊(俗にマラリア蚊と謂ふ)が「マラリア」患者の血を吸ふとき、血と一緒に此の胞子蟲をも蚊の胃中に吸ひ込み其の体中で次第に發育するのであります。此の蚊が健康な人を齧ると胞子蟲も蚊の「つばき」と共に健康な人の体内に侵入して傳染するのであります。

斯様にして蚊に齧られると、毒に依る不快な痒みを感じると共に「マラリア」のみならず象皮病や黄熱等の悪い病体をも傳播するのであります。

◇「マラリア」の種類と症候
 「マラリア」には三つの種類がありまして、此の中三日熱と四日熱とは比較的輕症ですが熱帶熱と謂ふのはなかく重症な経過をとるものであります。

「マラリア」はどの種類でも蚊に齧られてから七日乃至十二日後に熱の差し引き(之を發作と云ふ)を以て起りますから、昔から、瘧とも云ひまして、其の發作は

- (一) 初め惡寒、戰慄を覺え、何程蒲團を重ねても矢張り寒くて肩背に水を注ぐやうな感じがし、顔は蒼白くなり四肢手足は冷へ、皮膚は鳥肌になり、頭痛倦怠が加はり小兒は時々號泣し又は痙攣を起すことがあります。
- (二) 一、二時間経ちますと三十九度から四十度位の高い熱を出して證語を云ふことさへあります。
- (三) 三、四時間も経ちますと今度は發汗し、同時に今迄の高い熱は急に下り却つて平温よりも低く下り、患者は暫く熟睡し、覺めて見る

と非常に氣持がよくなつてゐるのでめります
此のやうな發作が中一日置いて隔日に起るのを
三日熱、中二日置いて繰り返すのを四日熱と謂
ひ、毎日又は隔日位に繰り返され發作の間隔の
不定なのを熱帶熱と謂ひます。尙「マラリア」
は同時に貧血、脾臓腫大、神經痛、痲痺、嘔吐
下痢、萎疸を併發することがあります。

◆「マラリア」の豫防方法

一、個人的豫防法

(1) 「マラリア」は再發し易い病でありますから
一度罹つた患者は其の体内の「マラリア」胞
子蟲を充分根絶しなければ他人に感染さす仲
介者となりますから、早期に完全なる治療を
徹底的に行はねばなりません。

(2) 其の他「マラリア」は一に蚊の媒介に依つ
て傳染するものでありますから「マラリア」
流行地方に旅行する人は「キニーネ」と謂ふ
藥を豫防藥として一週間に一度位宛相當量を
服用し、外出時には股引足袋を使用し、眠る
時には蚊帳を張る等「マラリア」蚊に螫され

ぬやう注意せなければなりません。
(3) 蚊取線香は單に蚊を一時麻酔させる性分の
もので、時が経つと生き還つて逃げてしまひ
ますから、集めて焼き棄てねばなりません。
(4) 蚊帳は古くから使はれて居る大切な豫防具
で、最も便利ですから午睡時等にも忘れぬや
う使用すべきであります。

二、公衆的豫防法

(1) 蚊は水溜りに卵を生む(一回に二百粒位宛)
ものですから、不必要な水溜りは埋め、湿地
は土砂を盛る等充分排水を計つて乾かすやう
にして下さい。

(3) 藪、叢、林等蚊の棲息地として都合のよい
所はなるべく取り拂ふやうに致しませう。

(3) 其の他池、沼等子子の發生に適する所には
石油や重油等の石油乳劑を撒布し、子子の呼
吸を妨げて死滅せしめ以て蚊發生を防ぎませ
う。

◆應召販還者の再發者に就て

今次事變で名譽の召集を受け、戦地で不幸「マ

ラリア」に罹り召集解除飯郷し再發した場合に
は、陸軍病院では無料治療を行ひ尙左の場合に
は陸軍病院長より地方醫師に實費を支辨して治
療を依託する方法もありますから、完全に根治
する迄治療を續けて下さい。

一、遠隔地に居住し、又は交通其の他の關係上
陸軍病院に入院通院が不便である爲、地方病
院又は醫師の治療を希望するとき。
二、家計貧困で陸軍病院に入院する爲旅費支辨
に困難のとき。

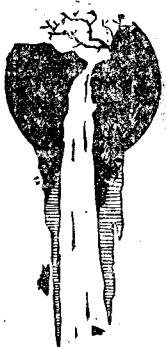
三、陸軍病院に患者の收療余力が無いとき。

◆其の他の注意

「マラリア」は地方病豫防規程と謂ふ規則に依
り、患者又は死者の在つた家に於ては速かに醫
師の診斷若くは檢案を受けるか、又は直に所轄
警察署長又は市町村長に届出でなければ處罰さ
れます。

又主治醫、其の他當該官吏の指示に従つて消
毒其の他豫防方法を施行しない場合も處罰され
ます。

獨逸人の氣慨



ベルリンの朝はほのくど明け渡つた。市民
たちは一夜の睡りにすつかり昨日の疲勞を恢復
した快い顔を朝の街にあらはした。そして、ふ
と舗装道路の上に散つてゐる紙片を發見した。

ひろつて見るとそれは政廳で發行してゐる食
料品の切符である。

ベルリンの街もこんどの戦争が始つて以來實
施された食料政策によつて、あらゆる食料品は
切符を持つて行かなければ賣つて貰ふことが出
來ないが、しかも政府は食料全般に亘る節約政
策をとつてゐるので、各戸とも食料切符は充分
にはないのである。金錢があつても切符の配給
が少いので、思ふままに食料を得ることは出

來ない。市民たちは常々不自由な食料品を得るために切符の配給を待ちこがれてゐる。そこに食料切符である。市民たちにとつはまことに嬉しい贈り物でなければならなかつた。

しかし、見ればこの食料品切符は自分の家の前だけに落ちてゐたのではなかつた。あちらにも、こちらにも散つてゐる。各所で市民たちはこれをひろつたのであつた。

それは昨夜こつそり忍んで飛んできたイギリスの飛行機が、ベルリン上空の非常な高い所から撒布した銃後攪亂のための偽造食料品切符なのであつた。それがしかも實によく偽造してある。實際配給されてゐるほんどの食料品切符と寸分違はないのである。これを食料品の配給所に持つて行つても、決して配給の係員が本物と區別することが出来ない程に巧みに偽造されてあつた。

けれどもベルリンの市民はこれが敵國の謀略による偽造切符であることを知ると、市民たちはこの拾得物をみな警察に持つて行つて届け出

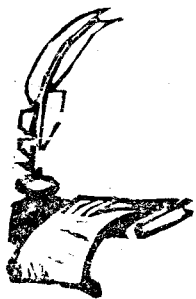
たのであつた。

ドイツ當局の調査によるとこのイギリス飛行機によつて撒布された偽造食料品切符は約二十萬枚であつたといふが、その拾得届が出なかつたのは僅かに一萬枚程度であつたさうだ。それ位の數は高い上空から撒き散らされるうちには樹にもひつかからうし河へも落ちるだらう。結局イギリスの計畫したドイツ統制經濟の攪亂は見事に失敗したわけである。

これは去る七月十一日、伊勢神宮に新任奉告參拜をすませた石黒農林大臣が、車中新聞記者に語つた一節として傳へられた一談片であるがこの中にわれ／＼は、ドイツ人のよく統制された自覺と氣概がひし／＼と感ぜられる。ドイツの目ざましい今回の大勝と對照して「これあるかな」と感ぜられるのである。吾々日本人にしても、當然こんなもの知らぬ顔で食料品配給所に持つて行くやうな非國民は一人だつて有らう筈はない。いや決してありはしない。しかしこのドイツ人の氣概を想ふと共に、我が國民の

中に少數ではあつても買ひ溜めや買ひ占めをして、私の利益の爲に國家の重要國策を妨げるもののあるのを聞くと、何だか國民として、ドイツ人に氣恥しいやうな心持の湧くのを禁じ得ないのである。

ラミー(苧麻) 第二回豫想 收穫高



本縣に於ける昭和十五年ラミー(苧麻)第二回作の豫想收穫高は、八月一日現在の調査に依ると一千四百五十貫を示した。

本年のラミー(苧麻)第二回作は氣候概ね適順であつて病虫害等はなかつたのであるが、一部に施肥等の不足に依つて發育不良のものを生じ憂慮せられたるも、増産奨励に伴ふ増加に依つて前記のやうな收穫を見るべき豫想である。

尚ほ之を各郡市別に記すと次の通りである。

郡市別	豫想收穫高
鳥取市	1
米子市	1
岩美郡	200
八頭郡	253
氣高郡	53
東伯郡	825
西伯郡	16
日野郡	103
計	1450

金屬製品の永持法



金屬は時局から非常に大切なものであつて、しかも日本に今非常に不足してゐるものです。ですからこれ等でこしらへた物は成るだけ使はないで國家の御用に立てなければならぬのであります。しかし是非使はねばならぬ金屬製品については充分その使用法に氣をつけてその永持ちの方法を考へねばなりません。

△ 鐵製品

鐵製品には私たちの日常生活に關係の深いものが實にたくさんあります。

これ等の家庭に於ける注意としては何と云つても錆びさせないことが第一です。これがためには使つたあとでは出来るだけ綺麗に掃除して

おいて、錆の原因になる濕氣とか塩氣、空氣等にふれることを防ぐために、よく拭いて乾したあとで油類をぬり、ものによつては塗料をほどこすがよいのです。

△ アルミニウムとアルマイト

アルミニウムの製品は鐵のやうにひどく錆びず、また錆びてもあまり目立たないばかりか、却つてこの錆は内部への錆の浸入を防いでくれるので、決して磨き砂などでこすらずに、よい石礮液でこすつて洗ふ程度にすべきです。質のやはらかい金屬ですから無理にこすることはよくないばかりでなく、酸やアルカリに丈夫でないから酸いものやアルカリ性の強いものをそのまま永く入れて置くことは禁物です。

アルマイトはアルミニウムの表面を、酸化アルミニウムで覆つたものです。この酸化アルミニウムは硬い質のもので、よく内部を保護し酸やアルカリにも強い長所を持つてゐますから、あまり強く磨いたりしてこの酸化アルミニウムをはがさないことが必要です。

△ トタン、ブリキその他

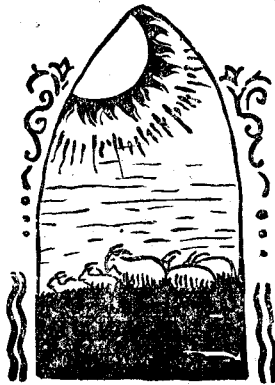
トタンやブリキは鐵板に亜鉛や錫を被つたものですが、一ヶ所はげると錆におかされる傾向が多くなるものですから、つとめて傷をつくらぬやうに注意せねばなりません。またトタン屋根などは必ずコールタールその他の油類、ペイントなどをぬるのが永持ち法のひとつです。

銅器は食器に使ふものにかぎつて必ずみがいなものを使ふべきで、磨いたものは中毒の心配はないが、錆びたもの縁青のついたものは激しい猛毒であることに注意を要します。

クロームやニッケルの制品はメッキが多いから打ちつけて傷をつけぬやうに注意し、なほ金屬類をしまふ時は一緒に混ぜずに必ず別々に包んでしまふことです。

× × × × ×

南米發展 農業家族大募集



海外發展は我が國民の重大使命である。今や滿洲に蒙古に又支那に、我が國は偉大なる發展の歩みを續けてゐるが、進出の地は常に滿蒙や支那ばかりではない。近くは蘭印や佛印を初め南洋の天地は東亞建設の經濟圏として是非我が國民の進出せねばならぬ地であるが、遠く南米の天地は既に同胞二十餘萬の移出民によつて着々と開拓せられつゝある。

南米の地は南半球にあるため季節こそ我が日本とは正反對であつて我が國の夏は彼の地の冬であり、今は我が國が秋を迎へようとして居る時南米はこれから春となるのであるが、緯度が丁度日本が北緯三、四十度の位置を中心とする

に對してブラジルは南緯の同緯度に位してゐるため、その候は恰も日本と同じ状態にあり、降雪はなくて夏も日本より少し暑い位の氣温であつて、沃野千里、同胞三十三年の力闘は未墾の天地を開拓して主としてコーヒー園を經營し既墾地ではコーヒー島より出でてコーヒー島に入る太陽の下に孜々として活躍しつつあるのであつて、交通の中心地方には豆腐屋もあれば、日本式旅館もあり、全然内地と變らぬ生活も出来ること云はれてゐる。

しかし未墾地は鬱蒼たる自然林が多く、開墾は林野を焼却して行はれるもので、ブラジルでは日本人の入植を歓迎し、近來は幾分の入國制限を實施してはゐるが我が國人發展の途は實に洋々たるもので、先發同胞は意氣彌々壯んに、後續の開拓者を待つて居り、更に南すれば移住の處女地パラグワイは國土開拓のために我が國人の入國を希望し、疾くに入植準備を整へて續々邦人の入殖を迎へてゐる。切に海外發展の志に燃える人々の、この富源開發の秘鍵を握られ

んことを希望する次第である。渡航者に對しては船賃及び支度金の補助其他の特典があるから、希望者は縣廳社會課内海外移住組合に照會して至急申込の手續をとられたい。早く申込んだ有資格者家族は、九月神戸出帆の新造豪華船ブラジル丸(一萬三千噸)便で渡航も可能である。



學校に於ける 節米狀況

鳥取縣に於ては客年十二年以來麥の二割混食を獎勵し、次いで本年五月二十五日からは之を強行せしめ、其の後數回に互り反復強調して極力之が徹底を

圖り、更に八月一日より三割の混食を實施して相當の成績を收めつつあるが、去る七月五日縣下全部の中等學校、小學校の學校當局をして生徒兒童各自持參の辨當に付て節米狀況を調査せしめた結果、一般家庭に於ける節米實行の狀況を窺知し得たと共に其の成績も相當見るべきものがあることを認めたのである。

▲中等學校の節米狀況

は相當廣く行はれてゐるに結構であるが、併し白米食、七分搗食等未だ尙ほ混食しない者も見受けられるし代用食は充分徹底しない憾みがあるので、今後學校當局は是非共混食、代用食を全生徒兒童に實行せしめるやう努められたいものである。

尙ほ中等學校、小學校の節米狀況を示すと次の通りである。

學校名	食物別						調査人員
	白米	七分搗	白米混	七分搗混	胚芽米	パン	
師範學校	三人	一人	二人	五人	一人	一人	一〇五人
女子師範學校	八人	一人	九人	一七人	一人	一人	一九〇人
鳥取第一中學校	三三人	二〇八	九六	五五	一人	一人	九九三人
同第二中學校	八人	二六	九	三四	一人	一人	九九三人
倉吉中學校	三人	一	四	三六	一人	一人	七七人
米子中學校	一人	三三	一	二六	一人	一人	九九三人
境中學校	一人	一五	五	六四	一人	一人	一七〇人
鳥取工業學校	一人	一	一	一	一人	一人	二七〇人
米子工業學校	八人	四	一	二九	一人	一人	三三四人
				三二			四五一

鳥取商業學校	倉吉商業學校	米子商蠶學校	倉吉農學校	日野農林學校	青年學校教員養成所	鳥取縣立高等女學校	八頭高等女學校	倉吉高等女學校	米子高等女學校	根雨高等女學校	養良農學校	育英中學校	鳥取市立高等女學校	米子市立淑德女學校	養良實科高等女學校	境家政女學校	鳥取家政女學校
--------	--------	--------	-------	--------	-----------	-----------	---------	---------	---------	---------	-------	-------	-----------	-----------	-----------	--------	---------

八八九	二六	二〇	二六	二九	二五	二六	二六	二八	二九	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
三、〇三〇	一五	一六	一六	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
二、〇六一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四、四三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二、七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇、五七	一〇〇	一三六	五二	七〇〇	六〇〇	二〇八	二九	六五三	二四五	九三七	二九	三三七	四三七	三六七	四九三		

▲ 小學校の節米狀況

小學校	四、八八九人	二〇、二三三人	六、三九三人	二、五〇五人	二四人	一五人	一、〇五七人	四人	四七、五五四人
-----	--------	---------	--------	--------	-----	-----	--------	----	---------

尙ほ調査人員に對する割合を示すと次の通りである。

▲ 中等學校

白米	〇、〇八四
七分搗食	〇、二八八
白米麥混食	〇、二〇〇
七分搗麥混食	〇、三九四
麥以外の混食	〇、〇二六
代用食	〇、〇〇八

▲ 小學校

白米	〇、一〇三
七分搗食	〇、二一五
白米麥混食	〇、一三四
七分搗麥混食	〇、五二六
麥以外の混食	〇、〇二二
代用食	一

生徒及教員講習會に節米實行



今年の夏休みに縣社會教育課に於て實施した講習會中、日野郡溝口に於ける青年學校男子專任教員講習會、東伯郡上小鴨に於ける同女子專任教員講習會、西伯郡御來屋に於ける青年學校生徒鍊成講習會及び私立青年學校女子生徒鍊成講習會の四講習會に於ては、目下縣に於て獎勵中の節米を徹底的に實施し、國策に協力すると共に縣下各地より出席した教員生徒並に講師係員奉仕員等合計四百六十名に對し、知識として

の國策協力でなく實踐を通しての節米を實施したのであつたが、その結果延食事數五千八十食一日五合割當として八石四斗六升五合(約二十一俵)の米を要するところを、三割の混麥のために約二石五斗四升を節米することが出來た。即ち六俵強の節米となつた譯である。

方法としては米飯に小麥を混する外、白大豆黒大豆を混じた大豆飯或はパン食、うどん食、團子等を代用し、時局認識を深めることに努めた。

特に女教員講習會に於ては力をこの方面に注ぎ、理論實際を通じて研究を深めたのは女教員の今後の活動上裨益するもの蓋し甚大であつたと信ずる。

尙これ等四講習會に當つては、地元青年學校は晝夜に亘り食事其の他の準備に奉仕し、講習員は勿論見るもをして其の活動振りに感銘を與へたのであつたが、特に青年學校女子生徒が各校共十名内外、早朝より夜遅くまで白エプロン姿凛々しく炊事萬端に奉仕したことは衆目を惹

いた。同時にこれ等女子生徒は、日頃青年學校家事科に於て修得したところを實地に練習する機會を得て、これまた教育効果を擧げ得たものと認められる。

守れ銃後

經濟法令

八月二十八日發行「週報」並ニ寫眞週報掲載内容左記ノ通

寫眞週報第百三十一號掲載内容

朝鮮紹介特輯號

- 一 表紙 新國民政府成立のとき朝鮮から南京まで祝賀飛行を行つた鶴林號とほゝむむ半島女性と内地女性
- 一 日韓併合三十年特輯
- 一 躍進する重工業
- 一 ゆるぎなき北鮮の國境
- 一 志願兵はますます健やかに
- 一 可愛い少年少女隊の交通整理班
- 一 學生も海鷲として育つ一大津の海軍豫備航空兵團
- 一 羊の數は一億頭、オーストラリア大陸を描く
- 一 大の男が馬に乗れなきやと青年の馬術基礎訓練
- 一 讀者のカメラ
- 一 讀物ページ
- 一 國防國家とは、その建設はなぜ必要か
- 一 明日の日濠關係
- 一 勤勞女性報告書「宇都宮第一女學校
- 一 銃後點描
- 一 海外小話
- 一 寫眞週報問答

週報第二〇二號掲載内容

- 一 現下の農林政策 農林大臣 石 黒 忠 篤
- 一 生鮮食料品の配給統制 商 工 省
- 一 最近の海軍作戦 海軍省海軍軍事普及部
- 一 農業水利臨時調整令解説 農 林 省
- 一 日濠公使交換と濠洲の近情 外務省 情報部
- 一 新支那讀本(九) 内閣情報部 編
- 一 貿易